

特別警報および暴風警報等、非常変災時における生徒の登校について

1. 「特別警報」が発令された場合

午前7時の時点で「特別警報」が発令されている場合、**当日は休校**とします。

特別警報とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報が発表されます。

特別警報の対応の原則は、「ただちに命を守る行動を取る」ことです。

2. 「暴風を含む警報」または「大雪警報」が出た場合

午前7時の時点で「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが、滋賀県全域または東近江地域で発令されている場合、**午前中は休校、自宅待機**とします。

午後については、午前10時30分の気象警報を確認してください。警報が**解除されていない場合は休校**とします。**警報が解除されている場合、午後は開校します**ので、すみやかに登校できるよう、準備しておいてください。

なお、警報が滋賀県内の一部地域（東近江を除く）での発令の場合、スクーリングは実施します。

※7時の時点では警報等が発令されていなくても、登校中に警報が発令される場合も考えられますので、台風の接近などで状況が悪化しそうな場合は、学校ホームページで確認してください。

3. 生徒の登校後に「暴風を含む警報」が発令された場合

生徒の登校後に「暴風を含む警報」が発令された場合、すべての教育活動を中止し、安全を確認して生徒をすみやかに下校させます。ただし、通学路の通行が危険と認められる場合や、通学距離などにより帰宅が困難と認められる場合は、すぐには下校させず、当該生徒の安全を校内において確保します。

4. その他の警報が出た場合

「大雨警報」「洪水警報」等が発令されている場合は、原則として**平常どおり開校**しますので、安全に留意して登校してください。近年、河川の増水による被害も急増していますので、通学路はもちろん地域の状況にも十分ご注意ください。

上記以外でも、悪天候などの場合は、家を出る前に学校へ連絡して、指示を受けてください。

5. 公共交通機関の不通について

天候・事故・その他の理由により、通学に使用している公共交通機関が不通となるなど、登校が困難となった場合、安全を第一として無理をせず行動してください。これらの場合に欠席したスクーリングについては、公欠とし、補習を実施します。ただし、代替の交通機関等で登校できる場合についてはこの限りではありません。

6. 気象情報の入手について

気象情報は、各自で確かめて、1. ～5. のルールに従ってください。不安な人は、午前7時過ぎ以降に学校ホームページでご確認ください。

※休校の場合はトップページにメッセージを掲載します。

気象情報の入手方法

1. NTT電話サービス（TEL 177）
2. 気象庁ホームページ（パソコンやスマートフォンで閲覧してください）
3. （財）日本気象協会ホームページ（パソコンやスマートフォンで閲覧してください）
4. テレビ・ラジオなどのマスメディア